

令和 6 年度第 2 回大阪市人権行政推進本部幹事会議 要旨

1 日 時 令和 6 年 9 月 5 日（木） 13 時 30 分～14 時 20 分

2 場 所 ウェブ会議（Microsoft Teams）（市民局第 5、6 会議室）

3 出席者 大阪市人権行政推進本部 幹事
同 事務局（市民局ダイバーシティ推進室）

4 議 題

(1) 第 49 回大阪市人権施策推進審議会の概要報告

(2) その他

- ・令和 6 年度人権問題研修について
- ・差別事象対応マニュアルについて
- ・大阪府による職員を対象にした同和問題研修について

5 議事要旨

(1) 第 49 回大阪市人権施策推進審議会の概要報告

令和 6 年 7 月 31 日に開催した第 49 回大阪市人権施策推進審議会での議題、報告事項について概要を説明した。「職員による差別発言事象について」は審議会委員から出された意見を含め情報共有を行った。

(2) その他

その他の案件について、次のとおり説明し情報共有を行った。

- ・令和 6 年度人権問題研修について

本市の研修等の見直し検討の方向性について人権施策推進審議会に示し、意見をいただいた旨を報告した。

①これまでの経過として、平成 31 年に発覚した差別事案を受けて、同和問題（部落差別）を必須としたこと等を説明した。また、今後の人権問題研修の見直しについて、「気づきから行動変容につなげる」、「既存の研修のブラッシュアップ」、「各段階から外部意見の取り入れ」等、検討の方向性を審議会に示し意見をいただいた旨説明した。

②令和 6 年度以降の人権問題研修について、審議会の意見を踏まえ検討し、今年度から改善可能なものから改善していく。全職員を対象とした同和問題（部落差別）に関する人権問題研修については、内容を見直しつつ、改善のうえ今後も実施していく予定。

- ・8 月 30 日に公表した市民に向けた市長メッセージについて共有した。

- ・差別事象対応マニュアルについて

主な改訂ポイントを次のとおり説明し、各所属で改めて職員への周知を行い、

実際に差別事象に遭遇した際の適切な対応につなげるよう依頼した。

①「差別的な行為を行った者が本市職員であっても、基本的にはマニュアルのとおり対応すること」、「差別事象発覚後は、直ちに人権啓発・相談センターに報告すること」、「差別事象を記録したデータ媒体は、差別の再拡散を防ぐ観点からも、適切に管理すること」等を明記した。

②人権侵害、差別につながる行為であっても、条例や制度、本市各部署で他の専用処理マニュアルにより処理される事案は、差別事象対応マニュアルに基づく人権啓発・相談センターへの報告は不要と明記した。

・大阪府による職員を対象にした同和問題研修について

府の職員に加えて府下市町村の職員も対象にした研修において、差別事象を察知した場合の対応は、「必ずその場で直ちに問題点を確認し状況に応じて啓発すること」、「速やかな報告対応を行うこと」等の説明があった旨を報告し、これらのポイントは本市の差別事象対応マニュアルにも同様の記載があるので、所属での周知徹底するよう改めて依頼した。

6 資 料

【議題（1）関係】

- 番号なし 第 49 回大阪市人権施策推進審議会次第
- 資料 1-1 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み（概要）
- 資料 1-2 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み
- 資料 1-3 大阪市人権行政推進計画（概要版）リーフレット（令和 5 年度版）
- 資料 2 令和 6 年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて
- 資料 3 大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて
- 資料 4-1 令和 6 年度第 1 回大阪市人権行政推進本部会議関係資料
- 資料 4-2 本市職員による差別発言事象を踏まえた人権問題研修等の見直しについて
- 資料 5 大阪市多文化共生指針行動計画（令和 5 年度）の振り返り及び令和 6 年度行動計画の策定について
- 資料 6 女性相談支援員による支援について
- 資料 7-1 障害者差別解消法に基づく事業者による合理的配慮の提供の義務化について
- 資料 7-2 障害者差別解消法の改正を周知する啓発リーフレット

【議題（2）関係】

- 資料 8 審議会意見等（本市職員による差別発言事象を踏まえた人権問題研修等の見直しについて）
- 資料 9 審議会意見等を踏まえた実施案
- 資料 10 職員による差別発言事象について（市長メッセージ）